

(参考3)

《周知・啓発用ポスター》

パーソナル無線に関する経路者からの重要なお知らせ

総務省 総合通信基盤局
www.soumu.go.jp/wdm/monitoring/

無免許・改造されたパーソナル無線の開設・運用は電波法違反です!!
違反となるパーソナル無線は携帯電話へも妨害を与えるため、これまで以上に厳しく罰せられます!!

平成24年7月25日以降、パーソナル無線で使用されている周波数帯は、携帯端末でも繰り返し使用されることとなります。このため、パーソナル無線に許可された周波数帯であっても、無免許や改造したパーソナル無線を使用し、携帯電話に妨害を及ぼす場合、電波法に定める悪質な無線障害への処罰として、**1年以下の懲役又は150万円以下の罰金**の対象となります。これは、無免許・改造のみの違反(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)よりも重い罰となります。詳細は、以下の電波法違反に関するお問い合わせ先へ連絡ください。

【電波法違反に関するお問い合わせ先】 総務省総合通信基盤局電波監理課電波監視管理課 ☎03-5253-5911

パーソナル無線の免許又は再免許を受ける場合、
免許の有効期限は平成27年11月30日までとなりました。

なお、既に免許を受けており、その有効期限が平成27年12月1日以降になっている方には、その取扱いについて、別途ご案内いたします。ご不明な点などありましたら、免許付与に記録の統合利用等までお問い合わせください。

▼免許の有効期限など免許に関するお問い合わせ先

国土交通省 国土交通政策局 国土交通政策課	国土交通省 国土交通政策局 国土交通政策課	国土交通省 国土交通政策局 国土交通政策課	国土交通省 国土交通政策局 国土交通政策課
電話番号: 03-3508-2311 (直通)	電話番号: 03-3508-2311 (直通)	電話番号: 03-3508-2311 (直通)	電話番号: 03-3508-2311 (直通)
受付時間: 9時～17時	受付時間: 9時～17時	受付時間: 9時～17時	受付時間: 9時～17時
担当: 無線局課	担当: 無線局課	担当: 無線局課	担当: 無線局課
電話番号: 03-3508-2311 (直通)	電話番号: 03-3508-2311 (直通)	電話番号: 03-3508-2311 (直通)	電話番号: 03-3508-2311 (直通)
受付時間: 9時～17時	受付時間: 9時～17時	受付時間: 9時～17時	受付時間: 9時～17時
担当: 無線局課	担当: 無線局課	担当: 無線局課	担当: 無線局課
電話番号: 03-3508-2311 (直通)	電話番号: 03-3508-2311 (直通)	電話番号: 03-3508-2311 (直通)	電話番号: 03-3508-2311 (直通)
受付時間: 9時～17時	受付時間: 9時～17時	受付時間: 9時～17時	受付時間: 9時～17時
担当: 無線局課	担当: 無線局課	担当: 無線局課	担当: 無線局課

このポスターは、今後、全国の「道の駅、高速道路のサービスエリア」等で掲示される予定です。